

平成17年度決算検査報告における 公共工事関係の指摘事例

会計検査院 渉外広報室長 たざわ ひさお
田沢 久雄

会計検査院は、憲法および会計検査院法に基づき、平成17年度の国や国が出資している公庫・銀行・独立行政法人等の団体、国が補助金等の財政援助を与えている都道府県・市町村等の会計などを検査し、その結果を平成17年度決算検査報告に取りまとめ、18年11月10日、これを内閣に送付した。

平成17年度決算検査報告に掲記された指摘事項等の総件数は473件であり、そのうち公共工事の実施や効果等に関するものは38件である（表参照）。

本稿では、この公共工事関係の掲記事項を紹介することとしたい。

なお、検査報告掲記事項には次のものがある。

- ① 「不当事項」：個々の工事等の実施が不適切で不当と認めた事項。
- ② 「意見表示・処置要求事項」：不適切・不合理な事態が傾向的に発生し又は継続しているような場合に、当該事態の発生・継続の原因となっている法令や制度、基準、仕組み等を見直すなど改善を図るよう、関係大臣等に意見を表示し又は処置を要求した事項。
- ③ 「処置済事項」：会計検査院が検査の過程で②の改善の意見表示又は処置要求をすべき事態として指摘したところ、当局が所要の改善の処置を講じた事項。
- ④ 「特記事項」：政策的な問題や地域の事情、他者の動向等により、事業効果が発現していない

平成17年度決算検査報告における公共工事関係の指摘事項等件数・金額

省庁・団体	計画・設計・施工	積算・支払	入札・契約	事業効果等	計
国土交通省	9(8)件	5件	件	3件	17件
農林水産省	5(3)			2	7
その他省庁	2(1)	1	1	1	5
出資法人	4(3)	2	2	1	9
合計	20(15)	8	3	7	38
(指摘金額)	(1,917百万円)	(305百万円)	()	(10,131百万円)	(12,353百万円)
[背景金額]	[]	[1,566億円]	[]	[11,157億円]	[12,723億円]

(注1) 「計画・設計・施工」欄の括弧書きは、設計が不適切だったため構造物の安全面に問題がある事案の件数で、内書きである。

(注2) 「事業効果等」欄の国土交通省分3件のうち1件は、他府省も関係するものである。

(注3) 指摘金額は、不適切な計画等により目的を達していない工事の工事費、不適切な設計・施工が行われた部分に係る工事費、不経済な積算等により過大となった契約額や積算額、国庫補助金等で取得しながら使用されていない用地の取得費などである。背景金額は、整備した施設の経営状態が思わしくない事態等に係る投資額などで、直ちにそのすべてが不適切又は過大な支出額等とは言い切れないものである（国会等への報告事案等には、この種の金額はない）。なお、これらの金額については、国庫補助事業の事案も原則として事業費ベースで計上した。

かったり、事業の経営が低迷したりしている事態などについて問題を提起し、事態の改善や見直しを促すために特に掲記した事項。

- ⑤ 「国会および内閣への随時報告」：年1回の決算検査報告の作成を待たず、随時に、国会および内閣に報告したものの。①から④の事項がこの報告の対象にもなる場合がある。
- ⑥ 「国会からの検査要請事項の報告」：国会から検査要請があった事項について検査した結果を国会に報告したものの。
- ⑦ 「特定検査状況」：国民の関心の高い特定の検査対象事項について、その検査の状況を明らかにするために掲記したものの。

以下、金額は断らない限り指摘金額である。また、意見にわたる部分は筆者の私見である。



1 計画・設計・施工に関するもの

(1) 計画に関するもの

これは、計画がずさんだったために、整備した施設が機能しないものとなっていたり、工事の目的に反する不適切な事態を招来することとなっていたりしているもので、いずれも不当事項である。

(不当事項)

- ・道路網整備の一環として整備した農道で、起点に接続する里道を車両が通行できるように拡幅する工事を行わず、また、終点を町営グラウンドを介して町道に接続することとしていたため、グラウンド出入口の鍵を町から借り受けた耕作者が本来車両が通行する場所でないグラウンドを通して利用するだけで、一般の車両が通行できない状況となっていた(1億9776万円)
- ・二酸化炭素の排出削減のために設置した小型風力発電機の発電量が、その消費電力量を下回っていたため、二酸化炭素の排出量を増加させることとなっていた(2億9860万円)

(2) 設計に関するもの

設計に関する指摘事例には、構造物の安全性に

関するものと工事の経済性に関するものがある。

① 構造物の安全性に関するもの

これは、設計が適切でなかったため、構造物に求められる所要の安全度が確保されていなかったり、工事の目的を達していなかったりしているものであり、すべて不当事項である。この指摘件数は15件(うち1件には施工不良の事態もある)と多く、中でも落橋防止システムに関するものと配筋図の作成に関するものが多い。原因は、多くの場合、設計業者から提出された成果品に誤りがあったのに、事業主体がそれを見過ごしたまま発注したことによる。

(不当事項)

- ・空港の進入灯点検橋工事や道路の橋りょう工事で、落橋防止構造を設置する設計としていなかった(2件・9375万円)
- ・橋りょう工事の落橋防止システムで、橋軸直角方向の変位制限構造を設置する設計としていなかった(2億1025万円)
- ・橋りょう工事の変位制限構造の設計で、誤った設計水平震度により地震力を算出していた(4615万円)
- ・空港の場周警戒システム整備工事で、場周柵にセンサーを取り付けたことにより支柱に作用する荷重が大きくなったのに、支柱を補強する設計をしていなかった(1億8923万円)
- ・治山工事の鋼製土留工の設計で、中詰材の確実な流出防止対策を講じていなかったため、鋼製土留工の不安定土砂の滑落を抑止する機能が損なわれるおそれがあり、工事の目的を達していない(1312万円)
- ・防波堤工事の波止板の設計で、波力に対する応力計算を行っていなかった(303万円)
- ・堆肥化施設工事で、家畜排せつ物の積載荷重を過小に計算したり、主鉄筋の種類を強度の小さいものとしたりしていた(1億386万円)
- ・橋りょう工事で、橋台基礎のPC壁体を設計する際、有効プレストレスと地震時の許容曲げ引張応力度の数値にA種のPC壁体の数値を用いるべきであるのに、これらの数値がA種

より高いB種の数値を用いていた(7103万円)

- ・道路工事で、ボックスカルバートの基礎部を設計する際、必要なボーリング調査等を実施していなかったなどのため、ボックスカルバートに不等沈下が生じ、ボックスカルバート内の水路の目地部に隙間が発生しており、出水時等には水路の目地部の隙間から舗装下の土砂が吸い出されたりするなど、水路及び農道としての機能を損なうおそれがあり、工事の目的を達していない(2652万円)
- ・道路工事の橋脚の設計で、底板下面の主鉄筋の配置が設計条件を満足していないことが明確になっているのに、これにより配筋図を作成していた(2813万円)
- ・都市公園工事で、擁壁の配筋図を作成する際、つま先版の下面側に配置する主鉄筋について設計計算で安全とされていた鉄筋より細い径の鉄筋を配置することとしていた(3245万円)
- ・公共下水道工事で、吐出槽の底板の配筋図を作成する際、隅角部の底板上面側に配置する主鉄筋について設計計算で安全とされていた間隔の2倍の間隔で配置することとしていた(2803万円)
- ・都市下水路工事で、ボックスカルバートの配筋図を作成する際、頂版の下面側および底板の上面側に配置する主鉄筋について設計計算で安全とされていた間隔の2倍の間隔で配置することとしていた(988万円)
- ・保育所建設工事で、設計の際、遊戯室の小屋組しんつかの真束ろくぼりと陸梁との接合部に生ずるせん断力に対する耐力の検討等をしていなかったり、施工の際、耐力壁を構成する筋かいに所定の寸法より断面積の小さな木材を使用していたりしたため、所要の安全度が確保されておらず工事の目的を達していない(2億8234万円)

② 工事の経済性に関するもの

これは、必要以上に強度のある材料を使用したり、将来の工事を見越していなかったりしたため、当該工事の工事費又は将来の工事分も合わせ

た工事費が不経済となっているもので、いずれも処置済事項である。

(処置済事項)

- ・地下高速鉄道等の築造工事で、開削トンネルのコンクリートに高炉セメントB種を使用しても支障がないのにこれより高価なポルトランドセメントを使用したり、シールドトンネル内側の基礎コンクリートに必要な以上の圧縮強度を有するものを使用したりしていたため、33工事でコンクリート材料費の積算額が過大となっていた(1億6870万円)
- ・切削・打換え工法を用いる滑走路等の補修工事16件に伴い実施された地下の航空灯火用管路等の撤去・再設置工事において、将来の滑走路等の補修工事の際に再び管路等の撤去・再設置工事を実施しなくても済むように、管路等を深く埋設する設計とすれば、当面の工事費の増加を考慮しても経済的になる(1億790万円)

(3) 施工に関するもの

工事の施工が不良なものは、前記の保育所の事例以外では1件で、不当事項である。

(不当事項)

- ・農道の橋りょう工事に伴う護岸工で、環境保全型ブロックを施工する際、スリットが設けられているブロック前面等に中詰材として粒径の大きな石材を充てんする必要があったのに、粒径が非常に細かい土砂を使用したため、中詰材の一部がスリット等から流出していて、流出の進行に伴い護岸が転倒等するおそれがあり、工事の目的を達していない(665万円)

2 積算・支払に関するもの

ここでは、工事費の積算に関するもの、補償費の算定に関するもの、委託工事費の支払に関するものを上げる。

(1) 工事費の積算に関するもの

これらは、個々の工事において積算が過大だったため割高な契約となっていた事態(不当事項)と、積算基準等が不備だったなどのため過大な積

算が傾向的に行われていた事態（処置済事項）である。

（不当事項）

- ・小学校校舎の耐震補強工事で、K型鉄骨ブレースに注入する無収縮モルタルの所要量を誤って10倍にしていた（853万円）。
- ・道路工事で、法面工を新設するものであることから、共通仮設費率等の算出に適用する工種区分に「道路改良工事」を選定すべきであるのに、「道路維持工事」を選定していた（625万円）。
- ・除雪事業の凍結防止剤散布工事で、数箇月にわたる工事全体を一つの工事として共通仮設費率等を算出すべきであるのに、工事を構成する各作業が1日ごとに完了する工事として、共通仮設費率等の上限値を適用して算出していた（932万円）。

（処置済事項）

- ・除雪工事で使用する凍結防止剤の購入費の積算に当たり、特別調査を行って単価を決定すれば市場価格をよりの確に把握できるのに、業者からの見積りによって単価を決定していたため、139契約で積算額が過大となっていた（1億9790万円）。
- ・宅地等造成工事で、境界ブロック等の基礎コンクリートに係る型枠工費の積算に当たり、型枠の形状や施工の実態が擁壁等の基礎部の均しコンクリートに係る型枠の工事と差異がないことから、均し基礎コンクリート型枠の歩掛かりを適用すべきなのに、小型構造物型枠の歩掛かりを適用していて、128工事で積算額が過大になっていた（5450万円）。
- ・用地保全工事の防じん処理工費の積算に当たり、整地工は人力で、路盤工および表層工は人力と小型機械で行うものとしていたが、実際の施工では、用地の面積、形状等の現場条件に応じて大型機械等が使用されており、4工事で積算額が過大になっていた（2330万円）。

（2） 補償費の算定に関するもの

（不当事項）

- ・道路改築事業で、会社の建物等の移転に係る補

償金を算定する際、会社は代替施設の建設の際に建設業者等に支払う消費税を仕入税額控除でき、実質的に負担しないこととなるのに、消費税額を加算していた（527万円）。

（3） 委託工事費の支払に関するもの

（特記事項）

- ・道路管理者が鉄道事業者に道路工事を委託して行っている場合の委託費の支払状況等进行检查したところ、鉄道事業者から道路管理者への、①事業の進捗よくに応じた概算払を行うための出来高予定調書や進捗よく状況を把握するための出来高調書、②工事内容や工事費を把握するための詳細な設計内訳書、③委託費に係る消費税対象額が明確に把握できる資料等の提出が十分でないため、道路管理者において、1回目の概算払の額が委託費の額の9割以上となっていたり、委託費に係る消費税の取扱いにおいて課税対象外として処理すべきものを課税対象として整理していたりしていた。このような事態に対し、国土交通省では対応を図っているが、従前からの慣行もあって、鉄道事業者からの資料提出は依然として進んでおらず、なお十分ではない（背景金額1566億円：検査した委託工事に係る事業費）。



3 入札・契約に関するもの

ここに分類される3件は、いずれも官製談合事件に関係する事案である。最近も地方公共団体をめぐる官製談合事件が相次いでおり、先般、官製談合防止法が改正強化された。会計検査院は、談合を摘発する立場にはないが、こうした状況も踏まえ、入札契約事務が透明性・公正性・競争性等を阻害するものとなっていないか、また、それらの向上のために改善すべき点はないかなどについて検査している。3件は、そうした検査の結果を取りまとめたものであり、不当事項等として指摘するような事態は見受けられていないものの、いくつかの課題が散見される。

（国会および内閣への随時報告）

・日本道路公団の鋼橋上部工工事での談合事件を契機として実施された見直しの状況等を調査したところ、①見直し後は入札者が多いほど落札率が低下している、一方、見直し後に入札者数が減少しているが、入札参加資格の要件が変更されていない、②総合評価落札方式の拡大を図るとしているが、実質的には試行段階である、③工事費内訳書等の確認は、公正な入札の確保に効果があると認められるが、比較的簡易な確認に止まっている、④工事発注単位の設定に関し、民営化され債務負担行為に関する年限等の制約がなくなり、より柔軟な発注工期の設定が可能となっている。したがって、各高速道路会社は、所要の検討を行うとともに、談合事件に関し、まだ違約金等の請求を行っていない契約については、その請求を行い、損害の回復に努める必要がある。

・成田国際空港株式会社の受変電設備工事の発注に関する競売入札妨害事件を踏まえ調査したところ、①受変電設備の主要機器について自ら製作することを競争参加の条件としているため、入札者が限定的となっていた、②受変電設備工事の予定価格の積算で使用する見積りの値引率については、その根拠資料がなく、実勢価格を反映した値引率となっているか確認できなかった、③18年1月まで、違約金条項を契約書に明記する措置を執っていないため、上記の事件に係る3件の工事について違約金を請求できないこととなっていた。したがって、会社は、違約金に代わる損害賠償の請求を検討することはもとより、競争参加者の拡大に努め、また、物価調査会社等に価格調査を依頼するなどして実勢価格を反映できる積算方法を検討することが望まれる。

(特定検査状況)

・防衛施設庁における官製談合事件を踏まえ調査したところ、建設工事では、①18年3月の入札・契約手続の再開後、平均落札率が同年2月までと比べ約10ポイント程度下がっていたり、②複数回入札が行われた場合、最初に1位で応札し

た業者が落札に至るまで1位となっていたものが98%に上っていたりしている状況であった。また、③複数の入札参加業者が提出した工事費内訳明細書に共通の誤字があるなど不自然な規則性があったり、④特別な機器類を設置する設備工事等の予定価格の積算に当たり、当該工事の施工可能な業者を指名した後にその指名業者からのみ見積りを徴していたりするなどの事態が見受けられた。なお、委託業務では、防衛施設庁と財団法人防衛施設技術協会との契約はすべて随意契約となっており、現場技術業務の委託費の積算に当たっては、必要な技術者の職階及び人員も明示することなく同技術協会からの見積りによっていた。したがって、防衛施設庁は適切な対応を図っていく必要がある。

4 事業効果等に関するもの

ここで紹介するのは、取得または整備した用地や施設が遊休したり低利用であったりしているもの、施設の経営において多額の損失が発生したり新たな財政負担が生じたりしているもの、施策が所期の目的を達していないものなどである。こうした事態の大きな原因の一つに、計画や見込みの甘さがあると考えられる。個々の工事等のレベルの無駄に比べて、遙かに大きな無駄が生じかねないのであるから、精度の高い計画の策定や確実性のある見込みの下に事業を始めることが求められる。

(処置済事項)

- ・農村総合整備事業等により公共施設等の建設のために整備した施設用地27件において、公共施設等が建設されておらず、用地が遊休していた(2億3987万円)
- ・ほ場整備事業等により整備された優良農地1,667区画、173万m²が、遊休していたり、違反転用されていたりして、良好な状態で維持・保全されていなかった(27億9971万円)
- ・景気対策の一環として10年度補正予算で特例的に公営住宅等用地の取得費を助成するために創

設された公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金等を受けて取得した公営住宅等用地21団地分において、事業計画における建設開始予定時期を経過しているのに、公営住宅等が建設されていなかった（70億9178万円）。

（特記事項）

- ・地方生活圏中心都市等において、駐車需要の増大に対処するとともに、無秩序な路上駐車を解消するために整備した有料駐車場について検査したところ、73駐車場において、利用台数等の実績が計画の50%に満たず低利用となっていたり、収支が悪化していて料金収入で維持管理費さえも賄えなかったりしていた。この背景には、大規模店舗の撤退による集客力の低下なども大きな要因としてある（背景金額835億円：73駐車場に係る国の無利子貸付金および補助金の額）。

（特記事項・国会および内閣への随時報告）

- ・関西国際空港株式会社では、平成6年の関西国際空港開港当初から約1兆円の長期有利子債務があり、累積損失が多額に上っていた（14年度末で2068億円。17年度末では2288億円）ため、国は、15年度から毎年90億円の政府補給金を交付している。検査したところ、運営経費の削減については経営改善計画の目標を達成しているものの、収支見通しについては目標達成が困難な状況となっていた。また、長期有利子債務の減少額は、補給金制度導入時の予測を16年度で105億円、17年度で165億円下回っている。したがって、引き続き経営改善に努めるほか、2期事業のうち先送りした施設の整備は、需要動向等を十分見極めながら、必要不可欠なものについて行うことといった方策を講ずる必要がある（背景金額1兆322億円：17年度末長期有利子債務残高および17年度までの政府補給金）。

（国会からの検査要請事項の報告）

- ・中心市街地活性化プロジェクトの実施状況について検査したところ、①平成10年度から16年度までの省庁別事業費（国土交通省など8省）は計5兆円、国費負担額は2兆円となっていた。

②基本計画の作成に当たり、市町村が地域住民等の意向を把握していなかったり、年間商品販売額等の具体的な数値目標を設定している地区がわずかにとどまっていたり、新たな市街地を整備することとしている地区があったりしていた。③市区町村における民間組織との連携を円滑にするための協議会の設置が5割程度にとどまっていたり、TMO（タウンマネージメント機関）では、専任従事者を1人も置いていないものが6割以上となっていたりしていた。④中小企業の活性化等プロジェクトの有効性では、人口以外の事業所数、年間小売商品販売額等の指標については、一部の地区を除いて下げ止まりがみられるとはいえない状況となっていた。

（特定検査状況）

- ・社会保険庁が設置・運営してきた年金の福祉施設および政府管掌健康保険の保健・福祉施設は、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資し、5年以内に民間等に譲渡または廃止することとされた。検査したところ、機構成立時に出資された施設に係る政府出資金の額（時価評価額1921億円）は、施設の台帳価格（6651億円）を大きく下回り、厚生保険特別会計および国民年金特別会計に多額の固定資産承継損を生じている。一方、機構における譲渡状況は、出資された288施設等のうち入札を実施したものは21施設等であり、そのうち落札されたものは10施設等にとどまっていた。したがって、社会保険庁において、年金資金等への損失の最小化の観点からの取組が必要である。

以上、平成17年度決算検査報告の公共工事関係の事例を紹介したが、本稿は大雑把なものであり、詳しくは検査報告または会計検査院ホームページをご覧ください。

最後に、受検庁その他の関係者の皆様には、これらの事例を参考とされ、適正かつ効率的・効果的な工事の実施、事業の遂行に努めていただくようお願いする次第である。